

## 内部事務のセンター化の取組について

### 別添1

#### 概要

東京国税局では、内部事務のより一層の正確性の向上と効率化を図るとともに、外部事務の充実・高度化や納税者利便の向上を目指し、複数の税務署の内部事務をセンターに集約して処理する施策を実施しております。

(注) 申告書の入力処理や納税者へのお尋ね文書の発送等による申告内容等の確認事務など

#### センター設置場所・対象署

セントラル設置場所	対象税務署
上野合同庁舎（東京上野税務署内） 〒110-8655 台東区池之端1丁目2番22号	東京上野税務署・浅草税務署・小石川税務署・本郷税務署※1・ 本所税務署・向島税務署※2
甲府合同庁舎（甲府税務署内） 〒400-8541 甲府市丸の内1丁目1番18号	甲府税務署・山梨税務署・大月税務署※3・鰐沢税務署

※1 小石川税務署・本郷税務署から東京上野税務署内センターに集約する事務については、令和2年7月から新たに法人税関係事務、法人消費税関係事務、源泉所得税関係事務及び間接諸税関係事務を追加します。

※2 東京上野税務署内センターの本所税務署・向島税務署については、令和2年7月から対象税務署となります。

※3 大月税務署から甲府税務署内センターに集約する事務については、債権管理事務の一部のみとなります。

#### ご留意いただきたい事項

内部事務処理の集約は、行政サービスの水準を維持しながら、税務署における内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の所轄税務署を変更するものではありません。したがって、施策開始後も次の事務については従前のとおり所轄税務署において実施します。

- 窓口事務
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等調査・徴収事務、酒税に関する事務（国税局及び広域を管轄する税務署が行う場合もあります。）
- 申告書や申請書・届出書等の書類の受付
- なお、郵送等により提出する場合には、各センター宛てに送付してください。  
おつて、センターにおいて收受する申告書等の控えについては、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押します。

(注) 本所税務署、向島税務署並びに甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の皆様におかれましては、令和2年7月以後、郵送等により提出する場合は、管轄の税務署を対象税務署とするセンター宛てに送付してください。  
なお、大月税務署管内の皆様におかれましては、令和2年7月以後においても、大月税務署宛てに送付してください。

# 内部事務のセンター化（イメージ）

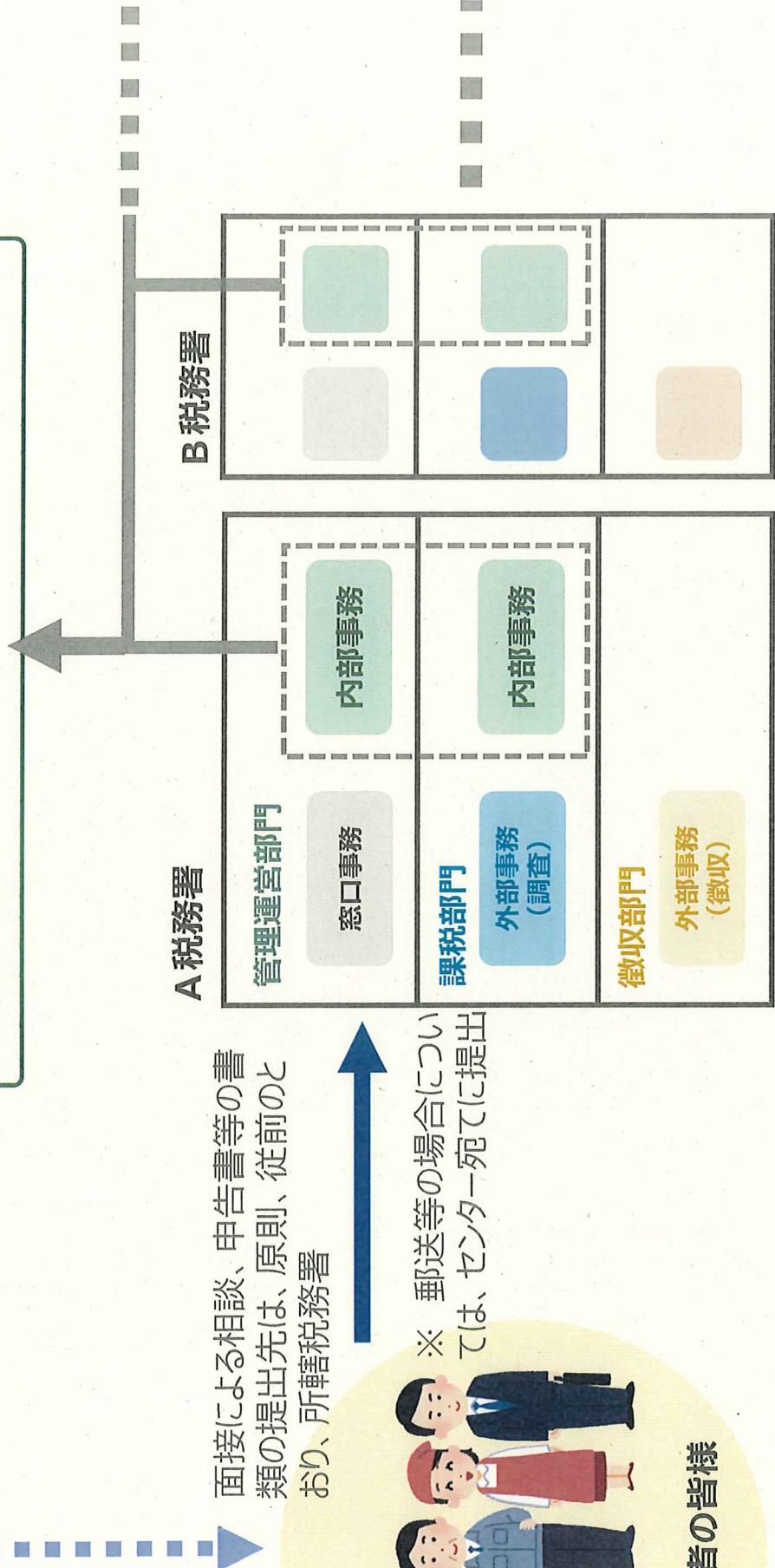
申告内容に関する照会文書等  
の送付や電話による問い合わせ

## センター

### 複数署の内部事務を集約処理

(A署、B署……)

(申告書の入力処理、入力データのチェックなど)



面接による相談、申告書等の書類の提出先は、原則、従前どおり、所轄税務署

※ 郵送等の場合については、センター宛てに提出



納税者の皆様

## 本所税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において本所税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、本所税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒110-8655

東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり本所税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり本所税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり本所税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署、本郷税務署、本所税務署及び向島税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて收受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した收受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(本所税務署)を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 向島税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において向島税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、向島税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

(※) 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

送付先	<b>税務署事務処理センター</b> <b>〒110-8655</b> <b>東京都台東区池之端1丁目2番22号 上野合同庁舎</b>
-----	---

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり向島税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり向島税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり向島税務署に送信してください。
- 内部事を処理するため、東京上野税務署、浅草税務署、小石川税務署、本郷税務署、本所税務署及び向島税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて收受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した收受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署(向島税務署)を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 甲府税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において甲府税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、甲府税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒400-8541

山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり甲府税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり甲府税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり甲府税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なつします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署（甲府税務署）を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 山梨税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において山梨税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、山梨税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター

〒400-8541

山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり山梨税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり山梨税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり山梨税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署（山梨税務署）を変更するものではありません。



東京国税局・税務署

## 鰐沢税務署管内の皆様へ

### 令和2年7月から書類の送付先が変わります

令和2年7月から「税務署事務処理センター」において鰐沢税務署の一部の内部事務<sup>(※)</sup>を集約して処理します。

令和2年7月以降、鰐沢税務署管内の皆様が申告書や申請書・届出書等の書類を郵送等で提出される場合は、「税務署事務処理センター」へ送付していただきますようお願いします。

<sup>(※)</sup> 申告書の入力処理や納税者の皆様へのお尋ね文書の発送などの事務をいいます。

#### 送付先

税務署事務処理センター  
〒400-8541  
山梨県甲府市丸の内1丁目1番18号 甲府合同庁舎

#### ご留意いただきたい事項

- 税務署へ書類を持参される場合は、これまでのとおり鰐沢税務署に提出してください。
- 納税証明書の交付や現金領収、面接による相談、開示請求等は、これまでのとおり鰐沢税務署で行います。  
※ 税務署事務処理センターでは行っていません。
- 電子申告(e-Tax)は、これまでのとおり鰐沢税務署に送信してください。
- 内部事務を処理するため、甲府税務署、山梨税務署及び鰐沢税務署管内の納税者や税理士の皆様に対し、「税務署事務処理センター」から電話や文書により問合せをさせていただくことがあります。
- 税務署事務処理センターにおいて収受する申告書等の控えには、「東京国税局管内税務署集約処理担当」と表示した収受日付印を押なします。

(注) 「税務署事務処理センター」は、行政サービスの水準を維持しながら内部事務を効率的に処理するためのものであり、納税者の皆様の所轄税務署（鰐沢税務署）を変更するものではありません。